



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



### 岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 20 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

第 34 条第 1 項表中

6,083 円	7,845 円	9,490 円	10,743 円	11,608 円	12,350 円
5,133 円	6,110 円	6,815 円	7,980 円	8,878 円	9,340 円

を

6,130 円	7,893 円	9,520 円	10,763 円	11,620 円	12,363 円
5,170 円	6,148 円	6,838 円	7,995 円	8,888 円	9,350 円

に改める。

第 34 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「433 円」を「1 人につき 217 円」に改め、「から第 5 号までのいずれか」を削り、「217 円（学校医等に第 1 号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 367 円）」を「334 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第46条の表常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「105,130円」に、「57,030円」を「57,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

第66条第2項第1号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「17,000円」を「18,000円」に改める。

第120条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同項第4号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、同条第4項中「にあつては」を「には」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第120条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第129条第2項第1号中「104,950円」を「105,130円」に改め、同項第2号中「57,030円」を「57,110円」に改め、同項第3号中「52,480円」を「52,570円」に改め、同項第4号中「28,520円」を「28,560円」に改める。

附則に次の1項を加える。

19 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第20条第10項の規定の適用について

は、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由  
たもの」とあるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地  
により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者と  
域内に居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に

して規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと  
して再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこと  
ことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

が適当であると認めたもの

とする。

## 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第20条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第20条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第2条第2項に規定する職員（第3条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第20条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第20条第11項（第5号に係る部分に限り、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第20条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。
- 4 新条例第34条第1項表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 5 施行日から平成30年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに

施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第34条第3項の規定の適用については、同項中「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については334円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については300円）」とする。

6 新条例第46条及び第129条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償の額については、なお従前の例による。

7 新条例第66条第2項の規定は、この条例の施行日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第 20 条 略</b></p> <p>2～9 略</p> <p>10 第 1 項, 第 3 項又は前項に規定する場合のほか, これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては, 次に掲げる場合には, 雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により, 当該基本手当の支給の条件に従い, 第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p><u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であつて, 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し, かつ, 当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号) 第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて, 同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し, かつ, 当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合</p> <p>11 第 1 項, 第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか, 第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p><b>第 20 条 略</b></p> <p>2～9 略</p> <p>10 第 1 項, 第 3 項又は前項に規定する場合のほか, これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては, 次に掲げる場合には, 雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により, 当該基本手当の支給の条件に従い, 第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合</p> <p>11 第 1 項, 第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか, 第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号</p>

の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(学校医等の補償基礎額の特例)

**第34条** 当該組合市町村の設置する学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下この章において「学校医等」という。)についての補償基礎額は、前条第3号の規定にかかわらず、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における次の表の上欄に掲げる当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、同表に掲げる額とする。

医師、歯科医又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,130円	7,893円
学校薬剤師の補償基礎額	5,170円	6,148円

10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

2 略

3 次の各号のいずれかに該当するもので、学校医

の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所の

紹介した職業に就くため、又は当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(学校医等の補償基礎額の特例)

**第34条** 当該組合市町村の設置する学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下この章において「学校医等」という。)についての補償基礎額は、前条第3号の規定にかかわらず、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における次の表の上欄に掲げる当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、同表に掲げる額とする。

医師、歯科医又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,083円	7,845円
学校薬剤師の補償基礎額	5,133円	6,110円

10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
9,490円	10,743円	11,608円	12,350円
6,815円	7,980円	8,878円	9,340円

2 略

3 次の各号のいずれかに該当するもので、学校医

等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、第1項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号\_\_\_\_\_に該当する扶養親族については1人につき334円

を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子\_\_\_\_\_
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4～5 略

（介護補償）

**第46条** 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、第1項の規定による金額に、第1号\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に該当する扶養親族については433円\_\_\_\_\_を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(新設)

- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

4～5 略

（介護補償）

**第46条** 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

介護を要する状態の区分	障害	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,110円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が105,130円を超えるときは105,130円) 月額57,110円を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支給された額が28,560円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,570円を超えるときは52,570円) 月額28,560円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(奨学援護金の支給)

第66条 略

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 14,000円
- (2) 中学校，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 18,000円
- (3)・(4) 略

3～7 略

(補償基礎額)

介護を要する状態の区分	障害	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,950円を超えるときは104,950円) 月額57,030円を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支給された額が28,520円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,480円を超えるときは52,480円) 月額28,520円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(奨学援護金の支給)

第66条 略

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 13,000円
- (2) 中学校，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 17,000円
- (3)・(4) 略

3～7 略

(補償基礎額)

第 120 条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には\_\_\_\_、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により\_\_\_\_死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により\_\_\_\_疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	円 12,400	円 13,300	円 14,200
分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600

(2) 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により\_\_\_\_死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により\_\_\_\_疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

(3) 略

(4) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には\_\_\_\_

第 120 条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	円 12,400	円 13,300	円 14,200
分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600

(2) 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

(3) 略

(4) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつ

\_\_\_\_, 8,800 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については **333 円** を、第 2 号に該当する扶養親族については **1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）** を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には \_\_\_\_、そのうち 1 人については **300 円**）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 \_\_\_\_\_
- (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに 15 歳 に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳 に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167 円

ては、8,800 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については **433 円** を、第 2 号 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_ から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者 \_\_\_\_\_ がない場合にあっては、そのうち 1 人については **367 円**）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫  
(新設)
- (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳 に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳 に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下 \_\_\_\_\_ 「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167 円

に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105,130円を超えるときは、105,130円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 57,110円以下である場合に限る。） 57,110円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 52,570円を超えるときは、52,570円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 28,560

に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 104,950円を超えるときは、104,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 57,030円以下である場合に限る。） 57,030円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 52,480円を超えるときは、52,480円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 28,520

円以下である場合に限る。) 28,560円

附 則

1～18 略

19 平成34年3月31日以前に退職した職員に対す

る第20条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第

ウ 特定退職者であつて、

2項に規定する厚生労働省令で定める理由により雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第24条項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進すに規定する職業指導を行うことが適当であると認るために必要な職業安定法第4条第4項に規定すめたもの（アに掲げる者を除く。）

る職業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする。

円以下である場合に限る。) 28,520円

附 則

1～18 略

(新設)

↓